

資料

スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観〈一九九四年〉

—— 北欧犯罪学・刑事法制研究雜録 ——

坂 田 仁

本年をもって宮澤浩一教授が慶應義塾を退職された。宮澤教授と私との関係は非常に深いものがあり、さまざまな面でそのご好意を受けてきた。四十年に及ぶご交際を思い起こしながら、本稿をご退職の記念に捧げたいと思う。論説、研究ではなく、資料をもってすることにご批判があるかもしれないが、既に十年以上にわたる本報告の出発点が教授との交際に始まっていることを思えば、これが最もご退職を記念するのにふさわしいものと考えからである。大方のご了解が得られれば幸いである。

*

本稿においては下記の諸文献についてその大要を紹介することとした。まず紹介の対象とする資料を列記する。

1. Nya anmarningsrutiner vid bilbrott (av Jan Ahlberg &

Karn, Abrahamsson), PM 1994 : 1. (自動車犯罪における新しい届出手続)

2. Bilbrottslighet och brottsprevention (av Per Olof Ahlström), PM 1994 : 2. (自動車犯罪と犯罪予防)

3. Vald mot kvinnor i nära relationer (av Brå), PM 1994 : 4. (親しい関係にある女性への相暴行為)

4. Prognoser för brottsutvecklingen 1994 - 1996 (av Jan Ahlberg & Bo Uhlriksson), PM 1994 : 5. (一九九四～九六年の犯罪の趨勢の予測)

5. Brott och ordningsstörningar i butiker (av Marie Torstensson), Rapport 1994 : 2. (商店における犯罪と秩序破壊行為)

6. Brottsutvecklingen 1992 och 1993 (red. av Jan Ahlberg), Rapport 1994 : 3. (犯罪の趨勢 一九九二年及び一九九三年)

7. Uppförstran och straff (av Mats Kumlien), 1994, Uppsala univ. — Studier kring 1902 års lagstiftning om reaktioner

mot ungdomsbrott — (訓練と刑罰 — 少年犯罪に対する処分に
関する一九〇一年の立法をめぐって——)

8. Kriminalvård och psykiatri, SOU 1994 : 5. (矯正保護と精神医
学)

9. Kriminalvårdens officiella statistik 1993/94, Kriminalvårds-
styrelsen, 1994. (矯正統計——一九九三〜九四年)

10. Nordisk tidskrift för kriminalvetenskap, vol. 81, no. 2. (北
欧犯罪学雑誌八一巻二号)

I 自動車犯罪における新しい届出手続

Nya anmälingsrutiner vid bilbrott, PM
1994 : 1 (av Jan Ahlberg & Karin Abraham-
sson)

本報告書は、⁽¹⁾一九九一年より試行されている、自動車関連犯
罪（自動車盗未遂、車上狙い、自動車の損壊）において犯罪の
届出前に被害車両の検証を実施する手続きの効果を検討してい
るものである。車両保険との関係での保険詐欺を防止するのと
同時に届出の数を減少させることを目的として行われているこ
の手続きが所期の目的を達成しているか否かを調査、検討して
いる。試行はストックホルムの七警察区で行われ、使用される
検証場所は四カ所である。調査期間は一九九二年九月一日より
九三年一月三十一日（別に六月三〇日）までである。

この試行は最初イエブレで実施され、六％の犯罪の減少をも
たらしたと報告された。ただ全国の同時期の統計も六％の同種
犯罪の減少を示したため、因果関係の有無をストックホルムで
検討したのである。

ストックホルムでは、上記の犯罪について関係自動車を四カ
所の保険会社の検証場所に届出前に確保し、警察官二人を含む
専任職員を配置して、業務を実施した。警察と保険会社が協力
したのである。

結果は二つの方法で検証された。一つは一九九〇年以來の減
少傾向（直線的）との比較、他は調査対象地域外のストックホ
ルム県の統計との比較である。結果の信頼性は一の方が大きい。
五・二％の減少が一の方法ではみられた。個別的には、車上狙
いの被害の減少が目立ち、届出損害額が二、七七〇クローネか
ら二、一三八クローネに二・三％も平均で減少した。この分保険
詐欺の予防にこの手続きが貢献したことになる。

II 自動車犯罪と犯罪予防

Bilbrottslighet och brottsprevention, PM
1994 : 2 (av Per Olof Ahlström)

本報告書は、自動車盗に関する調査である。車上狙いと自動
車盗が対象であるが、重点は自動車盗の既遂である。自動車盗
は一九八〇年代に急増した後九〇年代に入ってやや減少してい

る。車上狙いは、自動車盗の約三倍になる。

盗難自動車のうち発見されないものは一〇%以内で九割は持ち主に戻っている。スウェーデン国外に持ち出されたものは少ない。マルムフス州の場合には一二%近くの自動車が発見されていない。窃盗の動機は、移動のためが一番多く、次はドライブ、利益目的のものは少ない。自動車盗の犯人(対象者四六五人)のうち一五〜二五歳及び二六〜三五歳が一番多く、ともに三六%を占める。

この報告書の特徴は、自動車盗の犯人五〇人について面接調査をしていることである。それによると、初発年齢が二〇歳以下の者が九〇%、その中には三〇〇台以上を盗み一〇〇回検挙された者も入っている。被調査者全員では、一二、〇〇〇台を越える自動車盗が盗まれている。検挙の危険性については、三〇回目初めて検挙された者のいる一方で三回行って三回とも検挙された者までさまざまである。年長の犯人の一人は一、〇〇〇台盗んだが、検挙されたのは一二回であった。好まれている車種は、サブ、オペル、フォード、ボルボである。手口は、ドアをこじあげ、力まかせにステアリングホイールロックを外し、エンジンを直結するのが普通である。時間はほぼ一分以内(長くても五分)である。

予防の方法は、技術的盗難防止装置をつけることが良く、盗難防止キャンペーンなどはあまり効果的でないとしている。

この調査の背景には、東欧の崩壊以後職業的犯罪集団による

自動車盗がEC各国で増大している事情が潜んでいるようである。

Ⅲ 親しい関係にある女性への粗暴行為

Vald mot kvinnor i nära relationer, PM
1994 : 4

本報告書は女性に対する家庭内暴力に関するものである。粗暴行為研究のシリーズの一部である。

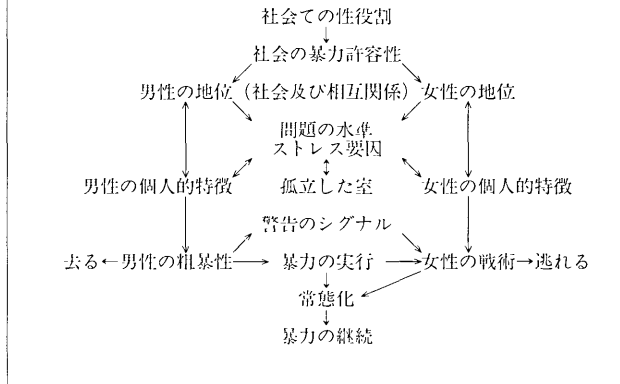
男性に対する粗暴行為と女性に対する粗暴行為には顕著な相違がある。男性の場合は未知の者に屋外で被害が生じるのに対して、女性の場合は既知の者に屋内で被害が生じる場合が多いのである。全国女性援助当直組織は親しい者から粗暴行為を受けた女性の二五%が警察に届出ているにすぎないとしている。この組織に援助を求めた女性の七〇%は同時に性的な攻撃をも受けているとされる。

親しい女性への粗暴行為の因果関係は第一図のように示される。また、薬物、アルコール、移民という社会的背景が粗暴行為にはかかわっている。

暴力行為の実行にかかわる重要な問題としてパートナーの選択がどのようになされ、どのような期待をもち、関係がどのように形成されたかということ、暴力行為の前に警告シグナルはなかったかということが、討議されている。

第一図 粗暴行為発生の社会構造と個人要因の結合

(PM 1994：4 p.17, Fig,2)



対策として政府が提案しているのは、被害者救援基金、被害者援助機関の設置、捜査手続き及び公判手続きにおける被害者保護の推進などである。また、女性に対する暴力に関する委員会は、強姦被害女性センターの設置を提案している。

以上の他すでに女性援助当直が各地方で活動しており、その全国組織もできあがっている。また、健康医療保護の領域でも暴力被害女性の援助が行われている。被害女性の保護が現実化する三つの場合が警察庁によってまとめられている。①行為者が自由を剥奪されるまでの間の暴力的攻撃、その未遂又はその威嚇と結合して・②女性にとり危険な男が施設又は病院から逃亡したことと結合して・③女性への暴力の危険が存在するが、危険な状態がその男の自由剥奪という形の法的措置までは正当化されないとき・である。この他多数の提案、措置、調査の例が、スウェーデンの国内外を併せて、紹介されている。

この研究の作業グループの提案では、まずスウェーデンがこの面での先進国であることを指摘し、措置が包括的であるべきことを述べる。被害女性の社会的背景は多様であり、援助の措置も多様でなくてはならない。家族、友人、教会、社会サービス、犯罪被害当直、女性被害当直、病院、警察などすべて援助の資源である。社会的ネットワークをもっている女性ととっていない女性とでは援助の方法は異なる。重要なことは、近親者への暴力は反復されるということである。迅速・直接的措置が必要となる。関係機関の協力も欠かせない。女性の告訴を減少

させる悪循環を回避する必要がある。そのために司法部の中に特別な部局を設置する必要がある。具体的な提案が、以下警察、社会的ネットワーク、面接禁止、平穩バックの貸与、個人情報秘匿、男性の行動制限、電子的監視、刑罰と処遇、武器、運転免許証、住居、医療保護、協力、教育、移住者、薬物アルコール乱用、秘密法、及び研究に分けて、述べられている。

IV 一九九四〜九六年の犯罪の趨勢の予測

Prognoser för brottsutvecklingen 1994 - 1996, PM 1994 : 5 (av Jan Ahlberg & Bo Ullriksson)

本書は、犯罪の趨勢の一九九四年以後の三年間の予測である。前半はAhlbergの予測である。

過去の届出（認知）件数の統計からは一九五二年以降全犯罪件数は、直線的に増加していることが指摘される。そして、人身犯罪の数が九二年から九三年にかけて極端な増加（それぞれ一％、一二％の増）を示していることとされる。

九四年の予測が六月までの届出犯罪の統計に基づいて行われている。それによると、人身犯を除き、窃盗犯、酩酊運転、藥物犯罪及び詐欺の減少が予測されている。九五及び九六年の予測は、GNP、個人消費、失業、人口、都市化、少年人口、アルコール消費、刑事施設収容人員、の各要因をとり、線形モデ

ルを作成して行っている。一方、犯罪統計に関しては、一九六八年にRI（司法情報）システムが導入され、更に一九七五年にその変更が行われた（犯罪の数え方が変化した）ため比較可能なデータは七五年以前には存在しない。そこで七五年以後の上記各要因のデータと犯罪統計とを併せて、予測が試みられている。

予測は、窃盗犯、人身犯、全犯罪についてなされ、次のような数式が示される。

窃盗犯

$$N = 1,22096 \cdot \text{GNP}(-1) - 34,68 \cdot \text{inkap} - 266286$$

人身犯

$$N = 226,47 \cdot \text{tid} \cdot \text{befolk} + 0,056 \cdot (\text{konsum}) + 43,27 \cdot$$

(arbeta) - 5419

全犯罪

$$N = 1,129 \cdot \text{GNP}(-1) + 480840 \cdot \text{befolk} - 2142113$$

このGNP（-1）は前年のGNP、inkapは刑事施設収容人員、tidは年、befolkは人口、(konsum)は個人消費（八五年の水準で百万クローネ単位）、(arbeta)は失業者数（千人単位）である。Nは予測される犯罪の数である。

それぞれ予測グラフが載せられているが、省略する。

以上の他に、Ullrikssonによる犯罪の罪種ごとの過去の趨勢の変動の記述がある。

V 商店における犯罪と秩序破壊行為

Brott och ordningsföringar i butiker, Rapport 1994: 2 (av Marie Torstensson)

本報告書は、ストックホルム・プロジェクトの一部である。ストックホルムの二八五の企業及び商店が調査の対象になっている。その被害状況、予防措置、関係機関との接触が調査されている。これらは、食料品店、衣料品店、百貨店、自転車店、写真店、書店、電気店、たばこ店、貴金属店、酒店、薬店、その他に分類されている。

秩序破壊行為は、喧嘩する少年、酩酊者、器物損壊、脅迫・嫌がらせ、窃盗・小窃盗、強盗に分類されている。

商店は都市地域にあるものと郊外にあるものとに二分され、それぞれについて上記の六個の行為の発生率が調査されている。酩酊者窃盗、嫌がらせは都市地域の商店に多いが、少年の喧嘩は郊外の商店に多い。

強盗被害を受けた商店は、一九八九年に三九報告されている。このうち三五が都市地域にあり、二回以上（最多は五回）被害にあっている商店が四である。衣料品店、煙草店、みやげ物店が多く被害にあっている。店員が一人の店が一四、しかし傷害の被害はみられていない。強盗の中には事後強盗も含まれている。

分析は、さらに都市地域及び郊外に分けて問題行為ごとに細かく検討されている。

要約に指摘されている主要な結果は下記の通りである。

- ① 商店の大多数（八五％）が窃盗と万引とを最も頻繁に起こる問題としている。
- ② 六個の問題全体をまとめると、都市地域の商店が郊外の商店に比較して多重被害を受けている。強盗の被害は予想より少なかったとみているようである。
- ③ 商店ごとの被害化の相違は小さい。
多重被害を受ける商店の特徴は、大店舗で犯罪多発地域に近接した場所にあることである。
- 被害にあう危険性に影響する要因としては、以下の事項があげられている。ただ、英文の要約とスウェーデン文の要約とに若干の内容の相違が認められる。
- ① 商店の所在する場所が都市地域か否か。
- ② 商店の所在が中心地に近いか否か。
- ③ 扱っている商品は何か。
- ④ 商店の規模が大きいと被害にあいやすい。
- ⑤ 販売方法。店員単独の店では薬物などの乱用者の妨害にあいやすいが、逆に万引などは少ない。
- ⑥ どの商店も何らかの犯罪予防措置をとっている。

VI 犯罪の趨勢 一九九二年及び一九九三年

Brottsutvecklingen 1992 och 1993, Rapport
1994 : 3 (red. av Jan Ahlberg)

本報告書は、犯罪の趨勢を支配する要因、概観、個々の犯罪類型ごとの趨勢、司法処理の流れ、犯罪被害者調査及び犯罪統計の比較の困難の六章からなる。著者は順に Wikström、Dolmén、Wikström 他、Dolmén、Dolmén 及び Ahlberg である。

特徴的なことがらは、数は少ないながら性犯罪の増加が著しいことである。末尾の犯罪統計の比較についての報告は、van Dijkらの国際比較とインターポルの統計とを侵入盗について比較し、国別順位表が食い違うことを指摘し、その原因を調査の対象と方法に求め、インターポルの認知犯罪統計によるよりも、ダイクらの面接調査による結果に信頼性が大きいと評価し、更に、その結果を暗数情報、認知犯罪統計、で補完することを提案している。統計表からみると認知犯罪の総数は一九九〇年以来減少している。更に罪種別ではほぼすべての犯罪で認知件数は減少ないし横ばいの状態になっているが、薬物犯罪と性犯罪は増加している。件数でいうと薬物犯罪が四〇、七四九件で一九九〇年に比し約五〇％増、性犯罪が八、一五五件で同じく一九九〇年に比し約五〇％増である。

VII 訓練と刑罰

—— 少年犯罪に対する処分に関する

一九〇二年の立法をめぐる——

Uppförstran och straff — Studier kring
1902 års lagstiftning om reaktioner mot ungdomsbrott —, (av Mats Kumlien), Uppsala universitet, 1994.

本書は著者の博士論文である。一九〇二年はスウェーデンが非行少年に対する特別な処分を刑事法の領域に設けた年である。その立法に至る経過を法制史的に歴史史料を駆使して詳細に論じたのが本書である。全体は七章一六節よりなっている。

- 第一章 序論
- 第二章 危機的社会状況
- 第三章 社会学派のプログラム
- 第四章 フスタブラの世界
- 第五章 フスタブラの復活
- 第六章 訓練及び刑罰
- 第七章 要約及び結論

序論では問題提起がなされる。「人間性」と「正義」という二つの理念が、対立する二つの刑事政策上の主張の根拠をなすとする。即ち、一九〇二年の矯正訓練処分に関する法律にみられる不定期の収容処分⁵⁾(強制的保護)も、不定期の収容処分の

批判を基礎としている一九九三年の少年犯罪審議会の答申⁽⁶⁾もにこの同一の理念を根拠としている。そこで、一九〇二年の立法の刑事政策的観点を正確に捉え、その観念的・法制史的背景を調査することが目的となる。

また、この問題をめぐる従来の諸見解をレビューして五つの論点を対語の形で提出する。

- ① 人間性 $\updownarrow$ 抑圧
- ② 保護主義 $\updownarrow$ 古典派刑法
- ③ 国家の介入 $\updownarrow$ 自由放任
- ④ 改革 $\updownarrow$ 継続
- ⑤ 国際的 $\updownarrow$ 孤立的

一九〇二年の立法は、スウェーデン国内の法制度の発展か外国からの継受（大陸から直接、ノルウェイから、大陸からノルウェイ経由で）か、リストの社会学派の影響があったのか、或は、国親思想の影響があったのか、などについて主として刑法学者の見解が紹介されている。

法制史資料は一七三四年法の法律制定委員会の作業、一八六四年刑法の制定委員会、調査会、国会の作業、及び一九〇二年の法律の最終的制定資料が用いられる。また、一八三〇年以降のスウェーデン及びドイツ語圏の立法資料その他の資料が用いられる。これらの参考資料は、本書の二五九頁から三〇頁にわたって記載されている。

第二章は一九〇二年法の制定以前の社会状況を述べている。

産業化の進展が明らかになってきた状況の下での家族の変化、社会構造の変化、新しい教育（国民学校）の成立などの現象の中で、少年の不良化を憂う社会各層の意見と、更に、刑法改正後の短期自由刑（換刑処分によるものが主）の弊害の主張、訓練施設の不足と経済的問題の指摘などが国会の両院の委員会での動議を生み出し、これに基づいて国王が一八九六年にその設置を指示した一つの委員会（不良少年委員会）に集まり、その二つの部会の提案として、一九〇二年の二つの立法、「不道徳児童及び道徳的に放任されている児童の保護に関する法律」及び「裁判所の矯正訓練処分の命令の執行に関する法律」が成立する。この背景が丹念に述べられる。

次いで、成立した二つの法律の内容、特に①その対象群、②処遇の方法（鞭）、③決定機関について詳細に述べられる。識者の関心は、少年本人の行為よりも、周囲の状況に向けられた。従って、対象者は、当時学校生活を終えて社会に出る一五歳を境界として、犯罪（本人の行為）を中心に置く司法機関よりも、環境条件に働きかける行政機関が決定機関として選ばれ、その処遇方法は、処罰よりも訓練が選ばれたのである。裁判所は、一五歳（刑事責任年齢）を越えた者を扱うものとされた。そして、一五歳以上一八歳未満の者については、本人の立場で存在する発達遅滞、放任など好ましくない状況に基づいて訓練の手段を裁判所が選ぶものとし、その処分として鞭四〇以下又は訓練施設への収容が罰金の代替処分として提案された。ただ、鞭

はその後の議論の中で廃棄された。決定機関の問題は、国の介入か地方的処理かの問題としてとらえられ、児童福祉委員会がスウェーデン特有の制度として成立した事情を述べる。

著者は、一八〇〇年代のコムーンを、その後の統合を経験した現在のコムーンとは異なり、私的性格の強いものとみている。国とコムーンとの対立は、刑罰と保護の対立、司法と行政の対立と重なり、更に、現代的な保護思想と家父長的な教区裁判の同一視が存在したとみている。上記の鞭の問題は家父（長）の子弟に対する懲戒権と重ね合わされる。訓練に伴う財政的負担の分担も問題であった。対象者は、費用負担不可能な家庭の出身者だったからである。

第三章は、一九〇二年法以前の刑法理論及び刑事政策論議について述べる。

ドイツの刑法学者ミッテルマイヤーを中心とする懲治監獄会議の諸議論（独居＋宗教教育）からの影響を中心に、国内の変動（地主による懲治権の公的機関への移行、限定責任能力者（二六―一八歳）の国から地方への移管）について詳細に述べている。

更に、一八世紀以降における犯罪学の発達状況が詳述される。一八二五年フランスが組織的犯罪統計の作成を始めること、スウェーデンはそれにならい、一八三〇年より犯罪統計の作成を始めた。これを基礎に一八三九年の救貧調査会は、国の道德状態の測定を試みている。当時の犯罪学の主要テーマは犯罪原

因を遺伝と環境のいずれに求めるかという大味なものであったが、この先に民族衛生の思想がダーウィニズムの刺激を受けて生じている。全ての生物の進化の連続性と自然淘汰とがその中核であり、遺伝の役割が強調される結果となった。しかし、その一方でリストらに率いられる社会学派は、国際刑事学協会（IKV）を通してヨーロッパ全体に影響を及ぼし、その影響下に北欧刑事学協会（Nordiska kriminalistföreningen）が一八九三年に成立する。スウェーデンではシュルンベリ（Nils Sjernberg）を中心に一九一一年にスウェーデン刑事学協会が成立している。ここでは、犯罪統計に基づいて量刑への批判が強力に展開された。

スウェーデンの一九〇二年の「裁判所の矯正訓練処分命令の執行に関する法律」の制定に際して三個の提案があった。一つはベルリンの判事アシュロットのもの、二つはIKVの提案、三つはストース案である。それぞれについて、専門機関、責任年齢、処分などの内容を検討している。

専門機関に関して、アシュロットの提案は各区裁判所（Amtsgericht）の管轄区域内に地区教育審判所（Erziehungsamt）を決定機関として設け、処遇担当者として少年保護司（Jugendamt）を設置するものであり、IKVの提案は、犯罪少年のみでなく、広く不良行為全般について国家の介入（国親）を定めるものであった。リストが民法の親権（Patria potestas）を国親（in loco parentis）で置き換えようとしたことが紹介さ

れている。ストース案は少年には触れていない。

責任年齢は、I K V 提案では一四〜一六歳で、一四歳は当時の初等教育の修了年齢、堅信礼、就職年齢に基づいているとされ、一六歳を生物学的な成熟年齢と考えていた。ストース案は一四〜一八歳の者の刑事責任能力を裁判所の判断に委ねた。

処遇の手段としては、未成熟の少年に対する処分は、刑罰ではなく、教育訓練と考えられ、長期の施設収容が三者に共通して提案されている。当時の短期自由刑への批判がその背景にある。そして、刑罰と教育訓練とを結合すべきか否かが議論され、チュレーンはこの結合を可能とする立場に立っていた。

この時期の主張の中には、機会性犯罪者に適するとされた条件付判決が少年には不適当で、少年は長期の収容保護を必要とする点が存在している。また、懲罰手段としての笞刑の適否に関する記述の中で、法定主義が自動的にヒューマニズムに適合するものでないと述べられ、末尾では、特にリストを中心とするドイツの社会学派の主張の影響が取り上げられ、その自由性と反動性とは問題とされている。

第四章では少年の刑事法上の取扱のローマ法以来の沿革がのべられ、特に農業社会における家族の法制度的意義が強調される。家長の権力は中世以後徐々に制限され、子供の教育に対する義務が科されるようになった。この中に子への懲戒権も含まれていた。また、この義務を親が怠ると処罰される他、教区がその子を引受け、鞭の使用を含む教育・懲戒が行われた。これ

らはルター派の指導の下になされ、一七三五年の宗教条例はその頂点を示すといわれる。

その中核は、ルターのまとめた聖書からの教訓集(Hustia²⁸)であり、労働法、民衆教育、救貧、浮浪者対策、そして刑法が混合されていた。その実施機関は教区の六人会議であった。施設の面では、ブライドウエル⁽²⁹⁾やアムステルダム⁽³⁰⁾の影響の下に児童施設(Barnhus)が設置されるようになる。この施設は混合施設で遺棄児童も非行児童ともに収容していた。また里子制度もこの時期に始まっている。児童の分類収容が行われるようになったのは一八世紀であるが、非行児童は成人犯罪者とともに収容された。教育、労働、宗教的祈りが同時に行われていた。これらが、一九〇二年の法律制定前に既に実行されていた。この基礎に当時の重商主義の影響があったことが指摘されている。

スウェーデン中世法における少年は一五歳未満の者であった。この年齢の引き上げが一八世紀に議論され、民事法の領域では実現するが、刑事法の領域ではこれが現在まで維持されている。一五歳に満たない者の犯罪に対する刑罰は緩和されたものであった。しかし、犯罪が悪質な場合はローマ法に従い、年齢が一五歳に近ければ成人と同様の刑罰を受けた。

第五章は、一八〇〇年代におけるスウェーデン国内の変化、農村社会の家(家父長)中心の社会が壊れ、同時に産業化が進行して、若者が家を追われるとともに産業社会に統合されてい

くことが記述される。これに合わせて生じた社会問題の解決を刑法理論の変化と救貧制度の変化との二つの面で述べている。

この過程で監獄の純化が進行する。浮浪者が監獄から排除され（強制労働施設が別に設置される）、訓練の目的をもった独居監獄が設置され、受刑者に対する懲罰よりも処遇が優先するようになった。これは、国民学校の発展と並行している。そして、一九〇二年の法律は、監獄と国民学校の中間の施設として強制訓練処分施設を設けたのである。

ここで著者の目は刑事責任年齢に向い、ヨーロッパ各国の規定を歴史的に概観している。そして、一八六八年の刑法の刑事未成年の規定は、スウェーデンの伝統と欧州先進諸国の制度の継受とによって成立したとする。また、同時に非行少年の保護のための感化院制度も欧州各国の影響の下にロービュー⁽⁹⁾を始めとして創設されていることを述べている。

一八六四年の刑法に向けて、国内の議論は刑法、監獄、救貧感化、国民教育の各領域で様々に、混乱を含みながら展開される。少年の扱いは、現行法と同じ一五歳未満を刑事未成年とする規定が同法で定められ、一五歳以上一八歳未満に刑罰の軽減を認めた。そして中世以来の鞭の使用も存置されていた。しかし、収容施設については明確な制度化はなされず、私立の感化院を含め、私的あるいは教区的な解決に委ねられていた。

第六章は刑法制定以後の状況を取り扱っている。教育に代替される刑罰をめぐる議会の議論（少年には刑罰を避け、長期の

教育訓練を）、学者の見解が紹介され、施設（ハル）の状況が例示される。ここでは、施設の拡大と収容児童の増加とにつれて、国からの補助金の支出が大きい問題になっている。また、ハルに関連して犯罪児童及び放任児童の収容処分の正当性、適法性の問題も論じられている。この章の最後では、刑罰の領域における変化、自由刑の厳格な執行と条件付判決の採用の提案がとりあげられている。条件付判決に関する法律は一九〇六年に制定されているが、これと一九〇二年の矯正訓練処分に関する法律とは、同一の思想に基づいていると著者は指摘する。

スウェーデンの制度の展開は欧州の他の諸国における制度の展開と並行している。その状況がこの章のわりに述べられている。フランス、ドイツ、イギリス及び北欧諸国が取りあげられている。北欧諸国はイギリスの制度を模範としているが、実際にはドイツの影響が強い。特にスウェーデンはそうである。しかし、手続的には行政的である。それは、多分にコミュニケーションし教区の役割の大きさと関わっていたように記述からは読める。ただ、デンマーク、ノルウェーの児童福祉委員会は刑事裁判所であったという。

一九世紀の議論は、少年（一五歳未満の刑事未成年と一五ないし一八歳の少年犯罪者）に教育訓練が必要とする点で一致していた。そして、長期の収容が求められた。しかし、国の関与の程度はいまいであった。悪への意志を砕く個別予防の思想は成人犯罪者についても主流をなしていた。こうした様々な過

去の議論が一九〇二年の矯正訓練処分に関する法律に結実したのである。

第七章は結論である。著者の関心は一九〇二年以前の状況にあった。一七〇〇年代及び一八〇〇年代を通して、既にスウェーデンに刑罰と教育訓練とを区別し、少年を特別に扱う制度が存在し、スウェーデンの制度の成立は固有の歴史に立っているとする。実証主義やI・K・Vの活動などの影響のみによるものではない。著者が最後に述べていることは、保護思想(Behandlingsstanke)はスウェーデン刑法の中に古くから存在したのであり、現代的といえるのは児童、処遇(保護)、公共の概念の精密化であるということである。そして、国と地方の関与の度合及び刑罰と保護の境界の変動が問題とされるのである。

VIII 矯正保護と精神医学

Kriminalvård och psykiatri, SOU 1994: 5.

本書は拘禁刑調査会の最終答申である。精神障害犯罪者の処遇が扱われている。一九九一年の刑法の改正(九二年施行)で刑法三三章三条が改正され、「精神病、精神薄弱又は精神病と同視されねばならない深刻な異常状態⁽¹⁰⁾」という一九四五年以来の表現を廃棄し、「深刻な精神障害」という表現をとった。これは精神医療の領域における変化に対応するものである。こちらでは「閉鎖的」保護の前提である「強制」が強く意識され

「精神医学的強制保護に関する法律(LPT)」が制定された。これらの変化を受けて、矯正保護の領域における精神障害者の処遇について提案を行っているのがこの答申である。

改正の目標は精神障害犯罪者の治療を効果的に実現することにある、その目的に合わせて集中的に治療を実施できる体制を作るところに置かれる。従って「近接性」の原理は排除される。また、矯正保護が精神障害者に対して直接責任をもつのではなく、一次的責任は社会保護(医療保護)にあることを明確にする。また、実際に矯正保護の領域における精神障害の問題は一部を除いて大きいものではなく、特定の者に重点を置く。

人格障害の著しい者及び性犯罪者である。人格障害者(Personlighetsstörning)はかつての精神病質者に対応すると考えられ、攻撃性の強い者、自己破壊的な者及びアクティングアウトタイプの者が該当する。これらの者に対しては特別な収容棟が必要だとされる。また、最近における性犯罪の動向から性犯罪者⁽¹³⁾及び児童虐待犯罪者への特別処遇も必要だとされている。これらの者に対する施設の特異化は既に行われている。それだけでなく、化学的断種、ホルモン療法を精神療法とともに用いることが提案されている。

なお、行刑法(犯罪者の施設内処遇に関する法律)の改正提案は既に主要答申にあり、本答申では健康医療法の二個の規定の改正のみが提案されている。

拘禁調査会の答申に基づいた法の改正は一九九五年に行われ、⁽¹⁴⁾

中央施設と地方施設の別が廃止され、施設分類は閉鎖及び開放の別のみよることになった。収容施設の選択は、対象者の教育及び処遇の必要性に基づき、近接性は除外され、釈放後の計画を促進するように行われる。その他面会者の事前調査、収容者の身体の搜索及び検査についても改正されている。規定からは開放処遇を原則とし、四年以上の拘禁受刑者、重大な薬物犯罪による二年以上の拘禁受刑者、逃走の危険のある受刑者、薬物乱用の危険のある受刑者などが閉鎖処遇の対象となる。

IX 矯正統計——一九九三〜九四年

Kriminalvårdens officiella statistik 1993/94,
Kriminalvårdstyrelsen, 1994.

本報告書は、スウェーデン矯正保護局の作成する公式統計書である。これについては既に常磐大学紀要「人間科学」一一二巻二号に紹介しているので参照してほしい。

X 北欧犯罪学雑誌八一巻二号

Nordisk tidskrift for kriminalvidenskab,
Vol. 81, No. 2.

これを特に個別に取り上げたのは北欧犯罪学会の総会の報告

であるからである。

総会は六月六日から三日間行われ、裁判、警察、刑の執行、犯罪学研究、EC刑法と国際刑法、刑法的及び刑事訴訟法的強制処分の倫理的な要求の各テーマが扱われている。

北欧各国のEC加盟の実現が刑事法の領域の国際化を必然的にしており、この背景から上記のテーマが選ばれたものと推測される。本誌にその内容の掲載されている報告論文は七本で、その表題は次の通りである。

1. Per Ole Traskman: Internationell domstol för brottmål (刑事訴訟事件に関する国際裁判所)
2. Stein Ulrich: Internationalt politisamarbeid (警察の国際協力)
3. Ove Horned : Överförande av straffverktäjlighet (刑罰の執行の移送)
4. Thor Vilhjálmsen: Menneskerettighedernes krav til bevisførelse (証拠調手続における人権保障の要求)
5. William Rentzmann: Etske krav til straffeprosessuelle og straffrettlige indgreb (刑法的及び刑事訴訟法的強制処分の倫理的要求)
6. Vagn Greve: EU-strafferet og national strafferet (欧州共同体刑法及び国民刑法)
7. Lars Ofedal Broch: Kriminalitetens internationalisering (犯罪の国際化)

第一の論文は、刑事法の国際化を、刑事法及び裁判所の二つ

第二図 国際化の領域

裁判所 刑法	国民的	I	II
	国際的	III	IV

NTfK Vol. 81, No. 2, p. 143.

の軸による枠組み（第二図）から整理し、Iの領域は通常の各国の刑事訴訟の処理機構を考え、外国人犯罪の問題がここでの国際化に当たるとしている。IIの領域は、実在しないが、もしあればコロンビアの麻薬の国際シンジケートの犯罪などに有効に対処し得るとしている。IIIの領域は各国の刑法定主

義に反する側面を有するが、国連の市民的及び政治的権利に関する条約や欧州人権規約にかかる事件を国内の裁判所で処理できる点、或は、将来的には国際法律協会（ILC）の提案している国際刑法案の実施が国際刑法裁判所の設立まで国内の裁判所に委ねられる点で現実の問題になる。IVの領域は例外的なものであるが、ニュルンベルグや東京の戦争裁判で現実化している。ユーゴスラビアの例もここに入る。

実定刑法に目を向けるとき、欧州はローマ法の影響を無視できない。また、北欧諸国はゲルマン法の諸国と共通の発展を遂げ、相互に経済的にも社会的にも又歴史的にも共通した背景を有している。つまり、国内法自体が既に国際的影響を受けている。刑法の面でも二四の国際的犯罪と条約によって認められている行為のカテゴリーが存在する。おおよそ以下に掲げる行為がこれに含まれる。⁽¹⁵⁾

攻撃的戦争、戦争犯罪、武器の禁止、人間性への犯罪（民族

殺、アパルトヘイト）、奴隸、拷問、違法な人体実験、海賊、国際航行犯罪、違法なハイジャック、サボタージュ、国際的保護を受ける者への攻撃、人質、郵便の不法利用、薬物犯罪、国宝・文化遺産の盗取・破壊、環境犯罪、海中ケーブルの切断、不道德商品の国際取引、通貨偽造、外国公務員の腐敗、核物質の盗取、傭兵。

国際化の進展により、裁判所の帰属国家とは本来無関係な犯罪がこれに含まれてくることになる。この場合裁判権の根拠は普遍的な原理に求めなくてはならない。国際的犯罪にかかる約二〇の条約は、この原理を要求している。国連安全保障理事会の決議による国際裁判所の設置はこの問題にかかわる。

また、刑事訴訟法の領域においても国際化を考えなければならぬ。特に、被告人に最低限の保障を与える適正な手続きが求められる。この要求は、裁判所の帰属国以外の国の法律による犯罪を裁判所が扱う場合の増加につれて大きくなる。国際的司法救助の必要性も増大する。犯人の引渡し、他国での訴訟追行、訴訟の移送、執行の移送などでの司法共助が必要になる。この結果は、国際刑事裁判所の設置に行き着く。

二つの世界大戦後の国際軍事法廷の設置はともに一時的なものであったが、安全保障理事会による国際法廷の設置は違う。片や戦勝国による設置に対して、こちらは世界を代表する機関による設置だからである。しかし、この決議が安全保障理事会の権限を越えているのではないかとの批判も存する。

常設国際刑事裁判所の設置と国際刑法の制定の問題が次に扱われる。国際刑事裁判所の設置に当たっては、その管轄権（平和と人間性・国際法律協会案、前記二四の行為など）、既存の各国の裁判所の管轄権との調整、判決の効力の問題を検討する必要がある、国際刑法の制定に関しては、実体刑法の確定及び各国の刑罰規定の処罰の為の適用が必要になる。国際法律協会の提案には刑罰の規定が欠けている。

常設国際刑事裁判所の設立は条約によることになろう。しかし、各国の主権との関わりで反対が予想される。特に国家の犯した犯罪を審理して、刑罰を科す権限をその裁判所に与えることは受容され難い。しかし、政治的理由による反対の減少の兆しがみえる。これは民衆の間の価値観の変化に関わっている。特に北欧で、警察・司法及び法と秩序への信頼の増大は、国家的及び国際的場面での司法の効力の発揮への強い要求を示している。

常設国際刑事裁判所の設立の現実の必要性は存在するか。国際法律協会の調査では、右の裁判所の必要性を示す場合が三点指摘されている。

- 一、関係当事者が国際裁判所以外の形式に合意しない場合
- 二、刑事訴訟が国内の裁判所で実施できない危険がある場合
- 三、ある政治体制又は政治状況下の犯罪で、権力を獲得した政治体制に訴訟追行能力のない場合

国際刑事裁判所には、国内の刑事裁判所と同様の問題が残る。つまり、犯罪と刑罰の体系が確立して初めて効果的に運用されることである。重要なことは、超国家的な刑法体系とは別の葛藤解決機構の作成に国際政治の中での努力が向けられることである。

*

第二の論文は、警察の協力について、その過去の歴史、国際協力の到達点、将来の協力に影響する事情、将来の協力への戦略の四点を論じている。

第一点。警察協力は法律家の協力とは独立して行われてきた。実務的、非法律的協力であった。法律家は条約作業と法政策的課題に従事していた。インターポールの組織は、各国の国際法上の条約よりはNGOに似たものである。その起源は一九三三年のウィーンの警察長官会議に遡る。実務的（非政治的）協力は長所（専門的であり、政治的要求を回避）と短所（協力の進展が遅い、各国の立法による阻害）をもつ。

第二点。今日の犯罪の国際的広がりには警察の協力を越えるものになっている。一方警察間の協力は法的な協力関係ではなく、警察及び司法の協力の必要性和可能性を統合できる機関やフォーラムがなかったのであるが、一九九三年にE.U.の三本柱のひとつとして、それがシェンゲン条約によって実現したのである。

第三点。さまざまな形の国際協力機構が互いにどのように共

働するかが将来を決定する。インターポール、欧州委員会、OECD、G7を取り上げ、インターポールを高く評価している。欧州統合は同時に中央集権化を意味し、社会統制力の減退と犯罪の増大を招く。組織犯罪が増大する。特にベルリン以後の東欧諸国の問題が大きい。統合による人口移動の自由は（組織・外国人）犯罪増加につながる。政治的には、個人情報保護、EU加盟が犯罪を増加させるという不安、国際警察活動の民主的統制への期待が存在する。技術的には犯罪情報のオンラインシステム化、捜査技術の革新が進行する。

第四点。超国家的警察組織の可能性、警察協力の効率化、インターポールとEU協力の競合、が取り上げられている。

最も重要なことは、組織犯罪の鎮圧と個人情報流出防止とを可能にする法政策である。

*

第三の論文は、刑罰の執行の移送を論じている。移送の問題は、北欧間、北欧以外の国への移送、EUの移送条約の適用にかかる問題の三点がスウェーデンを主として扱われている。

北欧間では言語の親近性もあり、施設内・施設外の別なく移送が行われ、前科登録に関しても配慮がなされている。社会奉仕命令については各国の制度に違いがあり、問題が生じている。北欧以外の国との関係では、一九八三年の有罪判決の執行の移送に関する条約（EU）の解説がなされる。条約によると執行の移送は、裁判国又は執行国いずれかの要求により、受刑者の

同意の下に行われる。条約には強制力はない。原則として残刑期六月以上の受刑者を対象とする、など。第三の実務上の問題については、受刑者自身の同意及び各国の刑事政策の相違が取り上げられている。前者にスウェーデンは原則的に反対（ベルギーで死刑判決を受けたスウェーデン人の例を紹介）、後者については本国で受けるべき最低限の刑期が取り上げられている。ここには各国の量刑（オランダの薬物犯罪の刑は軽い）や仮釈放の要件の相違がかわる。また、米国では連邦は条約を批准したが、州はスウェーデンの量刑が軽いとして移送に反対している。

刑罰は受刑者が釈放後生活する国で執行すべきであり、その同意は不必要、また、執行の移送には各国の刑事政策の容認が前提になるというのが結論である。

*

第四の論文では、司法手続きに関する人権保障にかかる国連の諸条約における人権保障規定を概観し、証拠調べの詳細な規定はないとし、次に欧州人権保障条約について多数の裁判例を引用して、公正な裁判及び証拠調べ（条約六条）に関する欧州人権裁判所の判例の紹介を行っている。

*

第五の論文では、デンマークの状態を中心に、被拘禁者、少年受刑者、疾病受刑者の問題を扱っている。

一では国連拷問禁止条約に基づく拷問委員会の定めた被拘禁

者処遇の基本的保障（親族への通知、弁護士との接触、自ら選んだ医師による受診）が充分守られていないとデンマークは同委員会から指摘を受けたとされる。しかし、欧州人権保障条約の第九議定書が批准されれば（これは直ちに法律になる）、その制限により、指摘された問題の二つは解決する。二では、国連被拘禁者処遇最低基準規則八条d、国連市民的及び政治的権利に関する国際規約一〇条二項b及び三項、いわゆる北京ルール、並びに児童の権利条約のそれぞれ関連規定の紹介がある。これらのデンマークでの問題として、成人からの単純な分離が必ずしも良い結果を生じないことが指摘されている。三では、世界医学会、国連、欧州健康委員会などの機関が受刑者の健康問題に関心を示していることを指摘し、倫理的要請として、一般の市民に対するのと同水準の医療を受刑者にあたえることが要求されていることを指摘し、具体的には精神障害者、刑務所における医師の職務、及びハンガーストライク実行者について述べている。精神障害受刑者は原則として専門医療機関に収容すべきことは既定まっていること、医師の職務は治療であるが、受刑者に物理的な力を加える場での役割が問題とされる。世界医師会の東京宣言と国連の医師の倫理規定とが引用されている。ここでは、自傷他害の危険その他医師の関与・監督を必要とする場合が論じられている。ハンガーストライクについては、デンマークの場合本人の自己決定権を重視した医師法の改正を行っている。この場合本人に理性的な判断力があるとの診

断が医師の責任になる。拷問委員会の報告が頻繁に引用されており、結論部分では熟練した警察官、刑務官の重要性が指摘される。

＊

第六の論文は、欧州統合の流れの中で、現在の法状態、将来の法状態、及び望ましい法状態について論じている。

現在の刑法の法状態においては、直接のEU刑法（競争法が典型例）、間接のEU刑法（EUが規範を設定し、他の刑法的要素と手続きを加盟国刑法が定めるが、加盟国間の連帯条項による制約がある）、国内刑法（差別禁止原則等による刑事立法への制約がある）に分類される。

将来の法状態として欧州連合条約K1条により刑法及び警察協力がECの使命とみなされており、組織犯罪、薬物犯罪、環境犯罪、EU財政犯罪、売春、観客暴力などについて共通の刑法、警察協力の進展が予想される。

将来の理想状態としては、三個のモデル（刑法は加盟国に任ず、刑法はEUに任ず、刑事立法を地域刑法と共通刑法に分ける）があるとし、その基本原則として、効率性、合意道義形成、民主的正統性、人権、法的安定性をあげて、それぞれ論じている。この論点の中で著者は合意に最も頁数を割く。EUという統合体の中での刑法規範の分裂を前にして正義が震撼する。我々は同じ文化的段階にいるのであろうか。

結論では、加盟国の刑法の調和の困難さを例示的に説明して

いる。

*

第七の論文は、犯罪の国際化を扱う。著者は、国境を越えて行われる犯罪（ハイジャックなど）、数国に跨る組織犯罪（マフィアなど）、その結果が数国に及ぶ犯罪（環境汚染など）のすべてを国際犯罪とする。また、南米、東欧から薬物が西欧に流入するのも犯罪の国際化であり、国際協力によって鎮圧し得る犯罪も国際犯罪である。ここでの重点は、現代的な経済犯罪と環境犯罪とに置かれる。

国外に本拠のあるカタログ詐欺、コンピュータ犯罪、有価証券犯罪、環境犯罪など国際犯罪の例をあげ、資金洗浄の問題を取り上げる。その額は年三兆ドルにのぼる。その実例と国際協力による取締り、国連、欧州理事会の条約などによる取締りが紹介される。

国際犯罪は、多数の国にまたがるため捜査が困難であり、そこには、世界の開放と強制処分の国家独占との矛盾が潜む。ユーロポルなどの警察協力の他に、証拠採取、記録の押収、逮捕での協力が必要である。ノルウェイの共助手続きが紹介される。北欧間には存在しない障害が北欧外の諸国との共助には存在する。

国際犯罪に対処する国内の措置について、資金洗浄に関する欧州条約（九〇年）の早期批准、コンピュータ犯罪にかかる欧州理事会の協議の進展が望まれる。ただ、著者は、この点に疑

問を抱いている。ノルウェイの場合、司法共助協約とそれとの国と結ぶかは司法省抜きでは困難である。しかし、実務は各国の事件処理機関が直接接触することを求めている。ここに存する実務的困難が述べられる。

ノルウェイ国内での外国機関の捜査等への協力に関しては、可能な限り援助するのが原則と著者は解しており、関連国内法規の紹介がなされている。

将来的には、資金洗浄と犯罪利益の没収の二領域での国際協力の進展を予想している。

注

〔以下では「概観（年度）」は法学研究に発表した本稿と同名の資料を指す。（八八〜八九年）は法学研究六四巻三号、（九〇年）は同六五巻七号、（九一年）は同六六巻四号、（九二年）は六七巻五号、（九三年）は六八巻七号をそれぞれ指している。〕

- （１） イェブレ (Gavle) では既述も含む。PM 1994 : i, p. 11.
- （２） 概観（九二年）一三二頁、概観（九三年）一〇五頁参照。なお、スウェーデンでは一九六二年以降夫婦間の強姦の成立を認めている。
- （３） Riksförbundet Kvinnoförbundet i Sverige (RÖKS).
- （４） 殺人、傷害、脅迫を含む語として使用する。
- （５） 坂田、「犯罪者処遇の思想」、慶應通信、昭和五九年、一〇三頁。
- （６） SOU 1993 : 35, Reaktion mot ungdomsbrott, 概観（九三年）一〇六頁。
- （７） 坂田、前掲書三三頁。

- (oo) Torsten Sellin, *Pioneering in Penology*, Univ. of Penn. Press, 1944.
 - (6) 坂田「ロービナー感化院」慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集（慶應法学会篇）慶應通信、平成二年、三一九頁。
 - (10) SOU 1993 : 76. 概観（九三年）一〇六頁。
 - (11) BrB 31 : 3 cf.
 - (12) 概観（九三年）一〇八頁以下。
 - (13) 本稿一三七頁にあるところ、性犯罪は増加している（Rapport 1994 : 3, pp. 34 ff. cf.）また、長期受刑者の比率が大きくなっている（Do, p. 141）
 - (14) Prop. 1994/95 : 124, SFS 1995 : 492.
 - (15) NTFK 81, 1994, p. 145.
 - (16) 一七は貿易を主体とする五〇年代からの協力、二二目は安全保障及び外交における協力である。
 - (17) Cf. §§ 85-87, Treaty establishing the European Community, 1993. 有斐閣編『国際条約集（一九九五）』三六五頁参照。
 - (18) K1, Treaty on European Union, 1992. 本レポート中の規定を批准している（NTFK 81, p. 235, Note 18）
- ☆北欧犯罪学雑誌八一巻（一九九四年）（NTFK 81 Årg. 1994）
- 1. Andenæs, Joh : Strafferettens begrensninger.
 - 2. Anttila, Inkeri : Tyvä reformer av lagsstiftningen om sexualbrott.
 - 3. Backman, Eero : Kan vetenskaplig kritik vara årekränkning?
 - 4. Greve, Vagn : En vildfaren vildfarelse.
 - 5. Jareborg, Nils : Defensiv och offensiv straffrättspolitik.
 - 6. Klette, Hans : Fingersätternas straffmättningspraxis vid brott

- enligt BrB 6 kap. 1 § och speciellt grov våldtäkt, 1982-92.
- 7. Koskinen, Pekka : Nya accentueringar inom det straffrättsliga påföljdssystemet i Finland.
- 8. Lathi, Raimo : Internationaliseringen av straffrätten—Aktuella utvecklingsdrag och problem—.
- 9. Thormundsson, Jonatan : Strafbegrebet i förhållande till straffens målbesättning og retfærdiggørelse.
- 10. Nielsen, Gorm Toftegaard : Årekränkelse—behandles de groveste sager af myndighederne?
- 11. Traskman, PO : Om straffbar "tillsigelse" i ett nordiskt perspektiv.
- 12. Urtainen, Terttu : Hur har sexualbrottsens normer förändrats.
- 13. Waaben, Knud : Lovkravet i straffretten.
- 14. Traskman, PO : Internationell domstol för brottmåls.
- 15. Ulrich, Stein : Internationalt politisamarbeid.
- 16. Horned, Owe : Överförande av straffverkställighet.
- 17. Vilhjálmsson, Thór : Menneskerettighedernes krav til bevisførelse.
- 18. Rentzmann, William : Etske krav til straffprocessuelle og strafferetlige indgreb.
- 19. Greve, Vagn : EU-straffret og national straffret.
- 20. Broch, Lars Ofte dal : Kriminalitetens internationalisering.
- 21. Håkansson, Marianne : Internationellt kriminologiskt samarbete.
- 22. Baivig, Flemming : Kriminologi som nationalt modarbejde.

23. Skjorten, Kristin : Brug af legalstrategi mot vold og seksuelle overgrep i familien.
 24. Giersten, Hedda : Forebygging av kriminalitet.
 25. Larsson, Paul : Samfunnsfjennesten sett fra insiden.
 26. Andersen, Heidi Mork : Norsk kronikk 1993.
 27. Wolf, Preben : Thorsten Sellin in memoriam.
 28. Skretting, Astrid : Sprøytebruk—Kriminalitet.
 29. Gabrielsen, G & Kramp, P : Tilsynskienter idemt psykiatriske særforanstaltninger.
 30. Bragadottir, Ragnheidur : Isländsk kronik 1984-1993.
- ☆ペーパー・キニ法曹雜誌上九卷 (一九九四年) (SvJT 79 Årg. 1994)
1. Nordh, Roberth : 35 : 5 rättegångsbalken. En rättsfråga om vad?
 2. Malmsten, Krister : Primärundersökning eller förundersökning.
 3. Nöteborg, Rolf : Några reflektioner om domstolarnas arbetssätt.
 4. Lindell, Karin : Från lagstiftningsarbetet—Lagstiftning med anledning av EES-avtalet.
 5. Weitman, Brita Sundberg : EES och EFTA-domstolen. Risk för kollisioner med EG-domstolen?
 6. Hellborn, Birgit : Ögonvitnessidentifieringar.
 7. Lindell, Karin & Haglund, Lars : Från lagstiftningsarbetet (höst 1993).
8. Danelius, Hans : Europadomstolens domar 1991-1993—en rättsfallsöversikt.
 9. Dahlgren, Göran : Allman förvaltningsdomstols officialprövning.
 10. Hartelius, Jonas : Var det verkligen narkotika?
 11. Hellner, Jan : Rättsfallsöversikter i SvJT.
 12. Bergsson, Bertil : Rättsfallsöversikter i SvJT—en kommentar.
 13. Belfrage, Henrik : Lagen om rättspsykiatrisk vård—ett steg mot ett bättre samhällsskydd mot psykiskt störda brottslingar?
 14. Ehtenkrona, Carl Henrik : Anm. av An Introduction to the European Convention on Human Rights (av I. Cameron et al) och Europas grundlag—Europakonventionen om mänskliga rättigheter (av G. Lysén).
 15. Haglund, Lars : Lagstiftning i riksdagen våren 1994.
 16. Strömberg, Tore : Kring fyra rättegångstermer.
- ☆犯罪及び犯罪予防研究 (一九九五年) (Studies on Crime and Crime Prevention (Brå), 1995)
1. Hamalainen, Minna & Pulkkinen, Lea : Aggressive and Non-Prosocial Behaviour as Precursors of Criminality.
 2. Gustafson, Roland : Is It Possible to Link Alcohol Intoxication Casually to Aggression and Violence?—A Summary of the Swedish Experiment Approach.
 3. Harries, Keith : The Ecology of Homicide and Assault : Balti-

more City and County, 1989-91.

4. Baker, Keith, Pollack, Marcus & Kohn, Imre : Violence Prevention Through Informal Socialization : An Evaluation of the South Baltimore Youth Center.

5. Amir, Menachem : Organized Crime and Violence.

6. Inciardi, James et al : Violence, Street Crime and the Drug Legalization Debate : A Perspective and Commentary on the U.S. Experience.

7. Belfrage, Henrik : Variability in Forensic Psychiatric Decisions—Evidence for a Positive Crime Preventive Effect with Mentally Disordered Violent Offenders?

☆Brå appropå (1994)

Nr. 1

1. Skogh, Göran : Svårt att prissätta brottsligheten.

2. Lindberg, Jakob : Alkoholpolitiken riskerar bryta ihop.

3. Naumann, Cilla : Konfliktråd, medling och familjekonferenser ersätter process.

4. Halvarsson, Lars : Straffade lär sig det sociala samspel.

5. Lindstedt, Marie : Barnmordsplakatet—en straffrättsreform med oanade konsekvenser.

Nr. 2-3

6. Lacotte, Christian : Amerikanskt försök med vapenkontroll.

7. Axberger, Hans-Gunnar : Det våras för kampen mot ekonomisk brottslighet.

8. Kullinger, Benny : Vad är ett liv värt?

9. Wulz, Frederik : Bygg förebyggande!

10. Naumann, Cilla : C. Bodströms 'Priset man betalar—En bok om prostitution på 90-talet'.

11. Stattin, Håkan : Finns det olika utvecklingsmönster för ungdomsbrottsligheten?

12. Gorling, Lars : Äventyr i förlagsbranschen.

Nr. 4

13. Brå : Bilfabrikanter och försäkringsbolag tar inte sitt ansvar.

14. Anonym : Brottslighet hotar demokratin i Ryssland.

15. Weckström, Björn : Skyll inte på östmaffian!

16. Jönsson, Jan : I det innersta mörkret.

17. Jönsson, Jan : Stunder av verklighet.

18. Andersson, Anders et al : Brottsförebyggelse till förbannelse.